

# 江田島市定住促進事業補助金

## 1 概要

本市に定住することを目的に、自らが居住するための家を新築又は購入し、転入した方に費用の一部を助成します。

## 2 対象者 《次の各号すべてに該当すること》

- (1) 申請時の世帯全員（乳幼児除く）が、転入前に2年以上継続して江田島市以外の住民基本台帳に記録されていた者で定住を目的に転入した人
- (2) 転入後は5年以上継続して江田島市の住民基本台帳等に記録され、かつ、生活の本拠を本市におく人
- (3) 転入前1年以内から転入後3年以内に自らが居住する目的で、市内に住宅を新築又は購入した人
- (4) 以前に当該補助事業による助成を受けていない人

## 3 補助対象及び補助金の額

### (1) 補助対象

- ①上記2の対象者に該当する者
- ②住宅の登記を済ませた者
- ③住宅に定住する意思表示をした者
- ④新たに住宅を建築又は新築住宅を購入した者

### (2) 補助金の額

- ①対象経費の30%に相当する額（限度額は30万円）。ただし、予算の範囲内で補助

※ただし、補助金交付後5年以内に譲渡したり、転居・転出により生活の本拠を他に移したりした場合は、補助金の全部又は一部を返還する。

居住年数	返 還 額
1年未満	補助金額の全額
1年～2年未満	補助金額の80%
2年～3年未満	補助金額の60%
3年～4年未満	補助金額の40%
4年～5年未満	補助金額の20%
5年以上居住	なし

## 4 申請

新築又は購入した日から1年以内に定住促進事業補助金交付申請書に必要な書類を添えて提出すること。

～令和3年4月1日以降に転入された方が新しい制度の対象となります。～